

エネルギー分野の規制改革（ガス小売市場における競争促進）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
31	ガス小売市場における競争促進（現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行）	現行の標準熱量制から熱量バンド制への移行について、諸外国における都市ガスの供給状況等を踏まえて検討し、結論を得る。その際、LPG・LNGの市況、熱量調整に関する燃焼機器及び導管等の供給設備への影響とこれらの対策コスト試算等に関する調査を行い、移行に向けて検討を要する論点の中間整理を行った上で、課金方法や費用負担等に関する制度設計の検討を行う。	直ちに検討開始、平成31年度までに調査・論点整理の上、平成32年度結論を目指す	経済産業省
32	ガス小売市場における競争促進（一括受ガスによる小売間競争の促進）	一括受ガスの容認その他消費者の利益を最大限実現するための措置について検討し、結論を得て、必要に応じて措置を講ずる。その際、消費者の利益や託送料金負担の公平性に十分配慮しつつ、一括受電の事業実態を確認しながら、消費者代表や専門家、新規参入が見込まれる事業者など幅広い関係者から意見を聴取する。	平成30年度検討・結論、結論を得次第必要に応じて速やかに措置	経済産業省
33	ガス小売市場における競争促進（制度的措置を含む支配的事業者等によるガス卸供給の促進）	ガス小売市場の競争促進のため、取引所取引や、ガス卸市場の支配的事業者等による自社の小売部門と同水準の価格での卸供給を制度的に措置するなど、卸供給促進のための仕組みについて専門的な検討を行い、結論を得て、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討・結論、結論を得次第速やかに必要な措置	経済産業省
34	ガス小売市場における競争促進（ガス託送料金の適正化）	小売自由化以降、新たに認可申請される都市ガスの託送料金について、全ての費目に個別査定を行うことに加え、既に認可された託送料金についても、超過利潤の累積や想定単価と実績単価のかい離の管理など十分な事後評価を行い、結果を公表する。その結果を踏まえて託送料金の引下げ申請の命令を含む必要な措置を講ずる。	平成30年度に事後評価の結果公表。以降、継続的に措置	経済産業省
35	ガス小売市場における競争促進（内管保安・工事における競争環境の整備）	内管保安・工事について、それぞれ託送料金の一部、託送料金に準ずるものとして厳格に査定等を行う。また、競争メカニズムを導入するため、保安水準を確保しつつ、一般ガス導管事業者から委託する際の要件の透明化などを検討し、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置	経済産業省
36	ガス小売市場における競争促進（LNG基地の第三者利用の促進）	LNG基地の第三者利用を促進する観点から、以下の措置を講ずる。 a 事業者のニーズや新規参入の状況等を踏まえ、利用約款の策定が義務付けられるLNG基地の対象拡大について利用希望者の意見も広く取り入れて検討し、結論を得る。 b 製造設備の余力判定、基地利用料金、事前検討申込時に必要な情報等の在り方の具体化について検討し、必要な措置を講ずる。 c 電力・ガス取引監視等委員会によるあっせん・仲裁の活用を促進する。	a: 平成30年度検討開始、平成31年度結論 b: 平成30年度検討・結論・措置 c: 平成30年度措置	経済産業省

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
37	ガス小売市場における競争促進（ガス保安規制の整合化）	事業者の負担軽減のために、現行の法体系の下でガス事業法（昭和29年法律第51号）と液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の保安規制の整合性がとられるよう、必要な措置を講ずる。	平成30年度検討開始、平成31年度結論・措置	経済産業省